

## 静岡県告示第334号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和元年10月29日

静岡県知事 川勝平太

### 1 黄金崎鳥獣保護区（平成11年静岡県告示第1106号）

#### (1) 区域（区域表示の変更）

町道黄金崎芝線と黄金崎コレクションガーデン管理道入口との交点を起点とし、同地点から町道黄金崎芝線を西進し、同線の終点に至り、同地点から旧村沿い（海岸線沿い）に北進し黄金崎海岸に至り同地点から海岸沿いに東進し、黄金崎コレクションガーデン最東部に至り同地点から南進し、起点に至る一円の地域。

#### (2) 更新する存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

### 2 箱根鳥獣保護区（昭和54年静岡県告示第848号）

#### (1) 区域（区域表示の変更）

国道1号の接待茶屋跡を起点とし、静岡県と神奈川県との境界線を基線とし、静岡県側に1,000メートルの間隔をもって平行線を北西に進み牧道1号線（三島牧野道）を経て裾野市界から県道仙石原新田線を経て御殿場市界に至る。同地点をさらに北に進みベルビュー長尾ゴルフ倶楽部を経て二子山国有林（御殿場市）（沼津事業区）577林班界に至る。同林班界を西に進み578林・577林班界に至り、同林班界を北に進み578林・577林班及び582林班界に至る。同林班界に沿って東北に進み県道御殿場箱根線との交点に至る。同地点から県道に沿って北西に進み市道二子山第11号線（573林・574林及び580林・579林班）との交点に至る。同地点から573林・574林班界を東に進み572林・575林班及び571林班界を経て神奈川県境に至る。同地点から県境に沿って南進し、長尾峠を経て国道1号（箱根峠）との交点に至る。同地点から県境を南東に進み無線中継所に至る。同地点から接待茶屋跡を見通す線に沿って西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域。

#### (2) 更新する存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

### 3 裾野市聖心鳥獣保護区（昭和54年静岡県告示第848号）

#### (1) 区域（区域表示の変更）

東名高速道路ボックス（御殿場65）を起点として東名高速道路沿いに南南西に1,150メートル進み、市道2134号線との交点に至る。同地点より市道2134号線を北西に200メートル進み、市道2097号線の起点に至り、同地点より市道2097号線を西北西に900メートル進み市道2129号線との交点（東名カントリーゴルフ場用地との境）に至る。同地点より市道2129号線（東名カントリーゴルフ場外周道）に沿って道なりに1,500メートル進み、市道2108号線との交点に至る。同地点より東名カントリーゴルフ場に沿って北西に1,000メートル進み、市道2137号線と市道2140号線との交点に至る。同地点より市道2137号線を東南東

に100メートル進み、道沿いの沢（通称下の沢）に至り、同地点より東南東に3,000メートル進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

4 日本ランド鳥獣保護区（昭和54年静岡県告示第849号）

(1) 区域（区域表示の変更）

裾野市須山山土地先忠ちゃん牧場から、市道4155号線を北西に約1キロメートル進み、（株）富士リゾートアメニティ分譲地を起点とし、西に（株）富士リゾートアメニティ所有地柵に沿って進み、八幡自然公園を経て更に（株）富士リゾートアメニティ所有地柵に沿って北東に進み、市道4165号線を経て裾野市と御殿場市の境界線に至り、同所より同境界線に沿って南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域と市道4165号線内の旧日本ランド有料道路料金所を境に東西100メートル幅、長さ1キロメートルを市道4165号線に沿って北に進み、弁当場に至りそれより更に北西に進み、黒塚を経て西黒塚に至り、同所より南に下り通称ヌカリヤ管林を経て弁当場を結んだ富士リゾートアメニティの所有地を区域とする。

(2) 更新する存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

5 御殿場市印野小学校野鳥愛護林（昭和54年静岡県告示第849号）

(1) 区域（区域表示の変更）

御殿場市印野地内、御胎内清宏園の総合案内所前を起点とし、御胎内清宏園の区域境付近の遊歩道沿いに父の池付近まで南西方向に進み、遊歩道と御胎内清宏園南側の区域境との交点に至り、同地点から西方向に御胎内清宏園の区域境に沿って進み、総合案内所北側の溶岩洞窟付近の区域境の外周を進み、起点に至る線に囲まれた御胎内神社を含む御胎内清宏園の区域。

(2) 更新する存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

6 天竜川以西遠州灘鳥獣保護区（昭和54年静岡県告示第677号）

(1) 区域（区域表示の変更）

浜松市道中田島松島線と国道1号線との交点を起点として、同市道を約2,875メートル東進し、市道松島江之島との交点を右折、同市道を約130メートル南進し左折、市道河輪松島線を約520メートル東進し、市道松島45号線との交点に至り、同地点を右折し、同市道に沿って約550メートル南進し、市道松島63号線に入り、更に約100メートル南進し左折、同地点から約510メートル東進し、市道河輪30号線との交点を左折、同市道を約2,610メートル北進して国道150号線との交点（掛塚橋）に至る。更に同国道を右折東進し、掛塚橋を渡り磐田市道掛塚駒場幹線との交点を右折、同市道を既設遠州灘鳥獣保護区沿いに南進し、海岸線との交点に至る。更に同海岸を右折、浜松市、新居町を経て約27キロメートル西進し、湖西市白須賀字井戸ヶ谷9104番地南約300メートルの海岸線に至る。同地点から右折北進し、同地番を経由、湖西市道西長谷海岸線に沿って国道42号線との交点に至り右折、同地点から同国道を約2.3キロメートル東進し、県道新居浜名線との交点に至り、同地点から同県道を約3.5キロメートル東進し、国道301号線との交点に至り、同地点から同国道を約9.5キロメートル東進し、浜松市西区篠原町付近で国道

1号線との交点に至り、同地点から同国道を東進し、浜松市を経て起点に至る一円の区域。

(2) 更新する存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで